

(仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備運営事業実施方針に関する質問・意見に対する回答書

| 番号 | 質問・意見 | 頁 | 項目番号等 | | | | | 項目名 | 内 容 | 回 答 (令和5年3月27日) |
|----|-------|---|-------|----|-----|----|--|----------|--|------------------------------|
| | | | | | | | | | | |
| 1 | 質問 | 1 | 第1章 | | | | | 用語の定義 | エネルギー回収型廃棄物処理施設の用語の定義に「環境省の循環型社会形成交付金制度において定められた、可燃系ごみを処理する施設のうち、エネルギー回収効率の高いごみ焼却施設、バイオガス化施設をいう。」とありますが、5. 施設概要では全連続式燃焼ストーカ式焼却方式とあります。本事業ではバイオマス化施設の整備はないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 質問 | 1 | 第1章 | | | | | 用語の定義 | 協力企業および構成員の定義において運維持管理営業業務とありますが、運維持管理業務と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 意見 | 1 | 第1章 | | | | | 建設工事請負契約 | 現在、ご検討中の建設工事請負契約書(案)について、物価変動に関する条項を定められると考えています。その際には、令和4年12月27日環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課から各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)宛に発出されました、「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」の中で、「積算に用いる資材単価については、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること」とございますので、物価スライドの基準日につきましても、事業契約締結日ではなく、事業提案書の受付日(2023年9月下旬)としていただきますよう、ご配慮、ご検討のほどよろしくお願いいたします。 | 請負契約締結の日を基準とする考えです。 |
| 4 | 質問 | 3 | 第3章 | 5 | 表1 | | | 本施設の概要 | エネルギー回収率 17.5%以上を予定されていますが、逆潮電力量(売電電力量)に上限があるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 質問 | 5 | 第2章 | 9 | (2) | 1) | | 事業者の業務範囲 | 行政機関等以外の見学者対応は、事業者もしくは貴組合のどちらを予定されていますでしょうか。 | 行政機関等以外の見学者対応は、事業者業務としています。 |
| 6 | 質問 | 5 | 第2章 | 9 | (2) | 3) | | 売電収入について | 運維持管理事業者が余剰電力の売電を行うとの記載がございますが、売電収入の帰属先が貴組合であるため、売電契約・販売先選定・単価交渉などについては、貴組合が選定・交渉され契約するものであり、事業者の提案範囲外と理解してよろしいでしょうか。 | 売電に係る事務手続きを事業者業務としています。 |
| 7 | 質問 | 5 | 第2章 | 9 | (2) | 3) | | 事業者の業務範囲 | 売電収入は、貴組合に帰属するとありますが、事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合、インセンティブ条項を設けられる予定はありますでしょうか。 | インセンティブ条項を設ける予定はありません。 |
| 8 | 質問 | 5 | 第2章 | 9 | (2) | 3) | | 運維持管理業務 | 「運維持管理事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、発電した電力は、本施設の使用電力に充てる。また、本組合が今後整備を予定する地域振興策施設(令和10年度供用開始予定)へ送電を行うほか、熱エネルギーの供給を行い、さらに、余剰電力は売電を行う。」とありますが、熱エネルギー供給配管取合点については4月中旬の入札公告にてお示し頂けると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 9 | 意見 | 5 | 第2章 | 9 | (2) | 3) | | 電力に関して | 入札公告時に、貴組合が現在管理している最終処分場や平岡自然公園について以下の情報をご開示頂けないでしょうか。 ・電力の契約電力量と種別 ・買電の契約時単価 ・年間の30分単位での電力使用状況のデータ | 入札公告時に公表します。 |
| 10 | 質問 | 5 | 第2章 | 10 | (1) | | | 事業者の収入 | 本施設の設計・建設業務に係る対価について、出来高に応じて支払うとありますが、年度の出来高に応じてお支払いいただけたらと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 11 | 質問 | 5 | 第2章 | 10 | (2) | | | 事業者の収入 | 本施設の運維持管理業務に係る対価について、各年度の整備計画に応じてお支払いいただけたらと理解してよろしいでしょうか。また、総支払額を運営期間で除した均等割額により、お支払い頂く予定はありますでしょうか。 | 入札説明書に記載します。 |
| 12 | 質問 | 6 | 第2章 | 11 | (4) | | | 許可証発行業務 | 「本組合は、許可証発行業務を行う」とありますが、事業者の業務範囲確認のためにも具体的な業務内容についてご教授頂けますでしょうか。 | 事業系ごみの搬入に関する許可証発行業務を想定しています。 |

| 番号 | 質問・意見 | 頁 | 項目番号等 | | | | | 項目名 | 内 容 | 回 答 (令和5年3月27日) |
|----|-------|----|-------|---|-----|----|---|-------------------------|--|---|
| | | | 第4章 | 2 | (1) | | | | | |
| 13 | 質問 | 8 | 第4章 | 2 | (1) | | | 募集及び選定のスケジュール | 令和5年6月中旬に入札公告及び募集要項に関する質問の受付とありますが、その回答公表時期はいつを予定されているのでしょうか。 | 入札説明書に記載します。 |
| 14 | 質問 | 8 | 第4章 | 2 | (1) | | | 募集及び選定のスケジュール | 令和5年4月下旬に参加者審査に関する質問の受付締切とありますが、事業提案書の作成に係るスケジュールを鑑みると、この時点で提示できるものについては、入札公告及び募集要項に関する質問も受け付けて頂けますよう、ご検討頂きたくお願い致します。 | 入札公告日より受付します。 |
| 15 | 意見 | 8 | 第4章 | 2 | (1) | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 令和5年7月下旬に予定されている「提案概要書の受付締切」に向けて、施設計画の検討や見積準備作業を早急に実施するため、4月中旬の公告を待たずに、確定している要求水準書を早期に公表して頂けないでしょうか。 | 入札公告時に公表します。 |
| 16 | 質問 | 8 | 第4章 | 2 | (1) | | | 表2 事業者の募集・選定スケジュール | 入札公告及び募集要項公表・配布とありますが、一方でP.9(3)入札公告では、本組合ホームページで公表とあります。入札公告日に、貴組合にて添付資料等の直接配布される資料がホームページ公開資料とは別にあるという理解でよろしいでしょうか。 | 全て、本組合ホームページで公表します。 |
| 17 | 意見 | 9 | 第4章 | 2 | (4) | | | 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表 | 「募集要項に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は、参加資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加資格通過者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本組合のホームページにおいて公表する。」とありますが、ホームページでの公表可否については貴組合にご検討いただいた上で、事業者の要望を反映いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 事業者の要望も含め公表の可否を検討します。 |
| 18 | 質問 | 9 | 第4章 | 3 | (1) | 1) | | 入札参加者の構成等 | 特別目的会社への出資について代表企業の出資割合は50%を超えるものとするがありますが、代表企業以外の出資比率に制限は無いものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 19 | 質問 | 10 | 第4章 | 3 | (1) | 3) | | 入札参加者の構成等 | 運営維持管理業務の一部について構成員から再委託することは可能と理解してよろしいでしょうか。またSPCから構成員以外へ委託または発注することは可能と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | 質問 | 10 | 第4章 | 3 | (1) | 5) | | 入札参加者の構成 | 代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1社は本組合の関係市町内に本店がある企業と示されていますが、本社又は本店と読み替えてよろしいでしょうか。 | 本店に限ります。 |
| 21 | 質問 | 10 | 第4章 | 3 | (1) | 5) | | 入札参加者の参加資格審査 | 「代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1社は本組合の関係市町内に本店がある企業が含まれるものとする。」とありますが、関係市町とは、貴組合を構成する印西市、白井市、栄町を指すものと理解してよろしいでしょうか。また業種などの詳細条件は入札公告時に明示されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 22 | 意見 | 10 | 第4章 | 3 | (2) | 1) | ① | 入札者の参加資格要件 | 本実施方針の公表時点(3月3日)で組合の令和3・4年度入札参加申請受付は終了(随時申請の受付は、令和4年11月30日をもって受付を終了)しているため、本公表を見てからの入札参加資格者名簿への登録は不可能となります。組合ではなく構成の各市町の入札参加資格者名簿への登録でも可能である条件に緩和して頂けないでしょうか。 | 参加表明書及び参加資格申請書類の受付期限を6月上旬まで延長します。 なお、詳細日程は入札説明書に記載します。 |
| 23 | 意見 | 10 | 第4章 | 3 | (2) | 1) | ① | 印西地区環境整備事業組合入札参加業者資格者名簿 | 協力企業として参加を検討しております。「入札参加資格者名簿」に登録、申請を現状おこなっておりません。ホームページにて当初受付は2月28日をもって終了、随時申請は6月1日からの受付となっております。6月1日に入札参加資格申請を行います。参加資格申請書類受付締切日においては資格要件を有していない為、参加ができなくなりますか。印西市、千葉県での入札参加資格で資格は得られないでしょうか。本事業への建築設計で協力企業としての参加を検討していますが、本実施方針の公表時点で入札参加申請の登録受付は終了しており、次の随時申請は6月1日からとなっています。一般的に建築設計事務所が組合様等に参加資格申請登録する場合は実施方針等で該当業務の発生が明確になってからが多いため、今回は構成市町村への参加資格登録を行っている場合は、本事業への参加は出来るものとしていただけないでしょうか。 | 参加表明書及び参加資格申請書類の受付期限を6月上旬まで延長します。 なお、詳細日程は入札説明書に記載します。 |
| 24 | 質問 | 11 | 第4章 | 3 | (2) | 1) | ⑭ | 選定委員会の委員 | 「実施方針(案)の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本組合が設置する選定委員会の委員に対して、接触等の働きかけを行った者でないこと。」とありますが、選定委員会の委員をご教示頂けないでしょうか。 | 審査講評時に公表の予定です。 |

| 番号 | 質問・意見 | 頁 | 項目番号等 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 (令和5年3月27日) | |
|----|-------|----|-------------|---|-----|----|---|---------------|---|---|--|
| | | | 第4章 | 3 | (2) | 1) | ⑭ | | | | |
| 25 | 意見 | 11 | 第4章 | 3 | (2) | 1) | ⑭ | 共通の参加要件 | 「実施方針(案)の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本組合が設置する選定委員会の委員に対して、接触等の働きかけを行った者でないこと。」とありますが、実施方針(案)において、選定委員会の委員が開示されておりませんので、開示のご検討をお願い頂けませんか。 | 審査講評時に公表の予定です。 | |
| 26 | 質問 | 11 | 第4章 | 3 | (2) | 2) | | 設計・施工に関する要件 | 配置する監理技術者の専任期間は、『監理技術者制度運用マニュアル』(国土交通省、最終改正令和2年9月30日国不建第130号)の「三監理技術者等の工事現場における専任(2)監理技術者等の専任期間」に沿って、それぞれ建築物の建設、プラントの施工を着手する時点からと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 27 | 質問 | 11 | 第4章 | 3 | (2) | 2) | | 設計・施工に関する資格要件 | ①建築物の設計・建設を行う企業、②プラントの設計・施工を行う企業の資格要件について「複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする」とありますが、元請1社がこれにすべて該当する場合、建設業法上の監理技術者は「清掃施設工事」であると理解してよろしいでしょうか。その場合、建築物の建設業務に当たる者は、建設業法に則し、協力企業または一次下請け企業から該当する監理技術者資格証を有する「主任技術者」を配置するものと理解してよろしいでしょうか。 | 建設業法上の監理技術者は、「清掃施設工事」及び「建築工事一式」です。 監理技術者資格証を有する「主任技術者」は、代表企業、構成員又は協力企業のうちから配置して下さい。 | |
| 28 | 意見 | 12 | 第4章 | 3 | (2) | 2) | ① | アイ | 設計・施工に関する資格要件 | 「ア. 入札参加資格者名簿で建設関係コンサルタント業務の登録があること」、「イ. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。」とありますが、ア、イ、どちらかの登録にて貴ご計画の本施設の建築物の設計業務を行うことが可能であると理解しますので、本項の資格要件は、「ア. 入札参加資格者名簿で建設関係コンサルタント業務の登録、又は、イ. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録のいずれかに該当すること」としてご検討頂きたくお願い致します。 | ご意見のとおり修正します。 ア. 入札参加資格者名簿で建設関係コンサルタント業務の登録、又は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録のいずれかに該当すること |
| 29 | 質問 | 12 | 第4章 | 3 | (2) | 2) | ② | エ | プラントの設計・施工を行う企業の実績 | エ、において納入実績を問われていますが、件数については明示されておりません。納入実績につきましては、他自治体様の事例を参考に複数件提示するという理解でよろしいでしょうか。 | 提示は1件のみで結構です。 |
| 30 | 質問 | 12 | 第4章 | 3 | (2) | 3) | ③ | | 本施設の運営維持管理を行う企業 | 1年以上の運転実績、かつ、1年以上の現場総括責任者の経験は事業提案書の受付締切までに有するものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 質問 | 12 | 第4章 | 3 | (3) | 2) | ② | エ | プラントの設計・施工を行う企業の実績 | オ、において、「事業提案書の受付締切までに、エの施設が1年以上の稼働実績を見込めること」とございますが、参加申請時には稼働実績を証明する資料として対象施設の所有者である自治体様に稼働実績を証する為の押印を頂いた稼働実績証明書を添付することでそれを証明すると理解して宜しいでしょうか。 | 実績を有していることが確認できる書類は、契約書の鑑の写しを想定しています。 |
| 32 | 質問 | 14 | 第4章 | 6 | | | | | 著作権 | 「本組合は必要な範囲において公表等を行うことができる」とありますが、公表等を行う対象物は事前にご協議頂けると理解してよろしいでしょうか。 | 事業者の要望も含め公表の可否を検討します。 |
| 33 | 質問 | 15 | 第5章 | 3 | (2) | | | | 運営維持管理期間 | 精密機能検査は第三者機関に委託するのではなく、事業者が自主監視により実施するものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 34 | 質問 | 17 | 第6章 参考資料 | 1 | (3) | 表3 | | | 都市計画区域 事業に係るリスク分担 用地リスク | 「ごみ焼却場として都市計画決定を予定」とありますが、計画用地の一部が農業振興地域の整備に関する法律の『農業振興地』に指定されていると認識しております。上記、都市計画決定に伴い、「農地転用許可」(もしくは指定市町村が行う事業として「許可不要」)は受けているもの認識でよろしいでしょうか。許可が必要な場合および当該許可がなかった場合にかかる費用と工期に関するリスクは貴組合にあるものと理解してよろしいでしょうか。 | 農地転用許可申請の適用除外となります。 |
| 35 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | | 事業に係るリスク分担 用地リスク | 文化財保護法『埋蔵文化財包蔵地』 計画用地の一部が文化財保護法の『埋蔵文化財包蔵地』に指定されています。工事に際し『土地を発掘しようとする者』(受注者)が管轄の教育委員会に届出を行う必要があり、届出た結果、当該教育委員会より「慎重に施工」「立会い」「試掘調査」を求められた場合には、その対応にかかる費用と工期に関するリスクについては貴組合にあるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、現時点では埋蔵文化財調査は完了しており、工事の規制は受けていません。 |

| 番号 | 質問・意見 | 頁 | 項目番号等 | | | | | 項目名 | 内容 | 回答 (令和5年3月27日) |
|----|-------|----|-------|--|--|--|--|---------------------------|--|--|
| | | | | | | | | | | |
| 36 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 事業に係るリスク分担 用地リスク | 土壌汚染対策法『要措置区域、形質変更時届出区域』 計画用地については、土壌汚染対策法上の『要措置区域、形質変更時届出区域』に指定されていません。当該土地において、3000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合には、土壌汚染対策法第4条1項の届出を土地所有者（発注者）が行う必要があります。当該届出を行い、調査命令が発出された場合には、その調査にかかる費用と工期、また、調査により土壌汚染が発見された場合にはその対策、ならびに汚染土の処分に係る費用と工期に関するリスクについては貴組合にあるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 37 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 周辺住民対応リスク | 分担「○」がどちらか一方に帰属しておりますが、実際には貴組合にご協力頂く場合、またその逆の場合も考えられます。 住民等対応業務はリスク分担に従い双方協議のうえ対応するものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 38 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 用地リスク | 地中障害物等の処理に関する費用については貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 39 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 不可抗力リスク | 「天災・暴動等不可抗力による増加費用」とありますが、不可抗力発生時には工期に関しても御協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 40 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 不可抗力リスク | 不可抗力リスクには新型コロナウイルス等の感染症や疫病も含まれると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 41 | 意見 | 22 | 参考資料 | | | | | 事故の発生リスク | 設計・建設・管理運營業務における事故の発生に関し、事業者の責に帰すべき事由となる場合に限定させていただきたくお願い致します。 | 詳細は契約書に記載します。 |
| 42 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 事業に係るリスク分担 「法令変更リスク」 | 「本事業に直接関連する法令・税制の変更等に関するもの」とありますが『直接関連する』と判断する際の定義についてご教授頂けますでしょうか。 | 入札公告と併せて公表する要求水準書 設計・建設編及び運営維持管理編の関係法令を参照下さい。 |
| 43 | 意見 | 22 | 参考資料 | | | | | 事業に係るリスク分担 「周辺住民対応リスク」 | 「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」のリスク分担が【事業者】となっておりますが、提案内容に対して変更を要する場合は、その変更内容に対する費用・工期等に関し、ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 44 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 事業に係るリスク分担 「物価変動リスク」 | 「一定範囲を超える急激な物価変動」は貴組合のリスク負担にして頂いていますが、「一定範囲」の具体的な判断基準は、公告時にご提示いただけたものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 45 | 質問 | 22 | 参考資料 | | | | | 事業に係るリスク分担 「不可抗力リスク」 | 不可抗力には新型コロナウイルス等の感染症も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 46 | 意見 | 23 | 参考資料 | | | | | 運営段階 (売電リスク) | 電力供給先の空き容量不足や地域振興施設の休業等、事業者の責に帰さない場合において、余剰電力が送電できない場合には、事業者の所掌外としてご検討させていただきたくお願い致します。 | 事業者の責に帰さない場合であって、契約書に定めのない事象については、別途協議を基本とします。 |
| 47 | 質問 | 25 | 参考資料 | | | | | 事業スキーム | 特別目的会社から構成員に対する配当の有無及び配当金額は株主間で協議するものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 48 | 質問 | 25 | 参考資料 | | | | | 事業スキーム | 事業スキーム図はあくまで一例であり、建設工事請負事業者や運営維持管理事業者のうち、構成員となる事業者、協力企業となる事業者の選定は、第1章や第4章の記載に従って、事業者間で任意に決定できると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |